

NO. 108 2018. 12. 3



労働徳島

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課
 徳島市万代町1丁目1番地
 Tel 088-621-2346 Fax088-621-2852
 県ホームページ <https://www.pref.tokushima.jp/>

「働き方改革」スタートアップシンポジウムを開催しました！

本年6月「働き方改革」関連法が成立し、平成31年4月の法施行まであと4カ月となる中、現状の課題や情報を整理・共有し、法改正に対応するための取組を促進するため、平成30年11月13日（火）、徳島県と徳島労働局との共催で、「働き方改革」スタートアップシンポジウムを開催しました。

- 基調講演 「働き方改革実現のために～組織と個人の意識改革～」
 講師 株式会社グロウス・カンパニー 代表取締役 山岡仁美氏
- トークセッション 「誰もが働きやすく『選ばれる企業』になるために」
 ファシリテーター 加渡いづみ氏 アドバイザー 徳島労働局
 参加企業 市岡製菓株式会社 代表取締役 市岡沙織氏
 株式会社ときわ 戦略担当取締役 矢野琢磨氏
 株式会社フジタ建設コンサルタント 代表取締役 藤田達也氏
- とくしま「働き方改革」推進宣言



労働徳島NO. 108 主な内容

「働き方改革」スタートアップシンポジウムを開催しました・・・	1	テレワーク、UIJターン転職・移住フェア等のお知らせ・・・	5
とくしま「働き方改革」推進宣言の採択について・・・	2	すだちくんハローワークのご案内・・・	6
とくしま技能フェア、卓越技能者（阿波の名工）等について・・・	3	県労働委員会出前講座、合同労働相談会等のお知らせ・・・	7
徳島県はぐくみ支援企業認証制度について・・・	4	徳島県最低賃金のお知らせ・・・	8

とくしま「働き方改革」推進宣言を採択しました

平成30年10月31日(水)、徳島県における「働き方改革」の推進について協議する徳島県雇用政策協議会(座長 徳島労働局長)において、「とくしま『働き方改革』推進宣言」が採択され、11月13日(火)、『働き方改革』スタートアップシンポジウムにおいて、協議会構成団体が一堂に会し、宣言を行いました。

【宣言団体】

- 徳島県
- 徳島県経営者協会
- 徳島県商工会議所連合会
- 徳島県商工会連合会
- 徳島県中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会徳島県連合会
- 一般社団法人徳島県銀行協会
- 公益財団法人とくしま産業振興機構
- 徳島県社会保険労務士会
- 四国経済産業局
- 四国税理士会徳島県支部連合会
- 徳島労働局

とくしま「働き方改革」推進宣言

急速な少子高齢化・人口減少が進む中、これらを克服し、徳島が活気に溢れ、すべての県民が活躍することができる社会を実現、そして誰もが、仕事に誇りを持ち、働くことに魅力を感じられる働きやすい職場環境を作ることが重要な課題となっています。

そのためには、労働者一人ひとりが事情に合わせた多様な働き方を選択できる「働き方改革」を推進していく必要があります。この推進により、人材を育成し、その定着を図るとともに企業の生産性の向上を図ることが地域の活性化につながります。

私たちは、これらの認識を共有し、「働き方改革」推進のために次のことを協力して実施していくことを宣言します。

- 「働き方改革」に関する情報を各団体(機関)の活動を通じて県内企業へ発信します。
- 各団体(機関)は、その強みを活かし、県内企業、特に中小企業の雇用環境の向上に努めます。
- 各団体(機関)は、相互に連携し、徳島ならではの創意工夫とチャレンジ精神を発揮し「働き方改革」を推進します。

— 徳島労働局からのお知らせ —

「働き方」が変わります！！

— 2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます —

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(※日労働含む)、複数月平均80時間(※日労働含む)を限度に設定する必要があります。

2 施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、**正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、専門家が無料で相談に応じます。

徳島県働き方改革推進支援センター Tel:0120-967-951

時間外労働の上限規制や年次有給休暇など労働基準法、労働安全衛生法の改正に関するお問い合わせ

各労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

徳島 Tel:088-622-8138 鳴門 Tel:088-686-5164

三好 Tel:0883-72-1105 阿南 Tel:0884-22-0890

徳島労働局労働基準部監督課 Tel:088-652-9163

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関するお問い合わせ

【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】

徳島労働局雇用環境・均等室 Tel:088-652-2718

【派遣労働者関係】

徳島労働局職業安定部需給調整事業室 Tel:088-611-5386

匠の技を体験しよう 「とくしま技能フェア2018」を開催しました！

平成30年11月10日(土)、徳島市南末広町の徳島県立中央テクノスクール(在職者訓練棟等)において、小学生以下を対象に「匠の技を体験しよう」をテーマにイベントを開催し、486名が参加しました。

参加者の声

- ・色んなものづくりができて楽しかった。
- ・記念に飾れるものが作れたのでうれしい。



＜体験コーナー＞

- 1 ロボットプロミング
- 2 トートバッグづくり
- 3 印章づくり
- 4 ミニ盆栽づくり
- 5 上履き入れづくり
- 6 ミニ畳づくり
- 7 簡易看板づくり
- 8 ティッシュカバー・シュシュづくり
- 9 銅画・表札づくり
- 10 こて絵づくり
- 11 植木鉢・花瓶敷きづくり
- 12 封筒づくり

徳島県卓越技能者（阿波の名工）の表彰を行いました！

徳島県は、県内の卓越した技能者を広く周知することで、技能尊重気運の高揚を図るとともに、技能者の地位及び技能水準の向上に寄与するため、徳島県卓越技能者（阿波の名工）の表彰を行っています。



◆表彰日 平成30年11月16日(金)

◆受賞者 **和服仕立職 上 由紀代 氏** (阿南市)
 (有)荒川和裁学院 指導員
 第33回全国和裁技術コンクール 銀賞
日本料理調理人 西岡 寛治 氏 (吉野川市)
 油屋美馬館 料理長
 「'17食博覧会・大阪」日本料理コンクール
 (一社)関西経済同友会賞

ともに輝くフェスティバル2018 「輝く女性応援シンポジウム」を開催しました！

平成30年11月16日(金)、徳島市のときわプラザ(フレアとくしま)において「輝く女性応援シンポジウム」を開催しました。

基調講演として、有限会社志縁塾代表取締役の大谷由里子氏より、「大谷流『ココロの元気』の作り方～いま、求められる女性のリーダーとは?～」と題して講演がありました。

また、田村耕一氏(阿波銀行地方創生推進室参事役)をコーディネーターとして、県内で活躍中の女性リーダー、四国大学の今出知佐氏、ムツビエージェント株式会社の中西昌子氏、富田製薬株式会社の夏目敦子氏によるトークセッションを行いました。



徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。認証を受けた企業等は、平成30年11月15日現在で250社（団体）となりました。

最近の認証企業等一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業です。

企業名	業種	企業名	業種
株式会社 トーセ・フィールドサービス	サービス業	株式会社 si j	オーダースーツ・セレクトアイテムの販売
株式会社山全	建設業	社会福祉法人川内南アコール会	医療・福祉
有限会社三谷薬局	小売業	長生堂製薬株式会社	医薬品製造業
株式会社ケージェーケー	軸受旋削品	Hair Room Bull	美容業
木内商事株式会社	衣料品販売	美容室 Rucha	美容業
株式会社たるまや	化粧品小売	医療法人きりの歯科クリニック	歯科診療所
佐野社会保険労務士事務所	学術研究、専門・技術サービス業		

優れた取組の認証企業には、県表彰を行い、パネル展等で紹介しています。はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしてみませんか？

応募方法

次の書類を労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書 ● 「一般事業主行動計画」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

★ 応募先・お問い合わせ先 〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当 TEL 088-621-2346

はぐくみ支援企業パネル展を開催しました！

県内2カ所で「はぐくみ支援企業パネル展」を開催し、子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等の取組を紹介しました。

平成30年11月5日（月）～11月9日（金）
ショッピングプラザアピカ
（阿南市西路見町堤外 65-1）

平成30年11月16日（金）～11月17日（土）
ときわプラザ（フレアとくしま）2階展示ギャラリー
（徳島市山城町東浜傍1）



法令セミナー（社労士会セミナー）を開催しました！

平成30年11月2日、ろうきんホールにおいて、徳島県と徳島県社会保険労務士会の共催で、「働き方改革今、会社がやるべきこと」と題して、働き方改革実現会議メンバーであり、東京大学教授の水町勇一郎氏による講演会を開催しました（参加200名）。



「徳島県働き方改革推進支援センター」では、就業規則、36協定、労働関係助成金などに関する相談、出張相談会、セミナー開催等を無料で実施しています。

お問い合わせは、

電話(フリーダイヤル) 0120-967-951

徳島経済産業会館2階(社会保険労務士会内)まで

とくしまUIJターン転職・移住フェアを開催します！

当日は、県内企業の採用担当者(30社予定)が出席し、企業の概要や採用状況等をご説明するとともに、県による「UIJターン」相談を行います。どなたでも、お気軽にお越しください。

日時場所：平成30年12月15日(土) アスティとくしま3階(第2特別会議室)

対象者：徳島県内で就職・転職を考えられている方、徳島への移住に興味のある方

参加業種：新素材関連産業(LED, CFRP, CNF, リチウムイオン電池等製造, 活用製品等製造)

健康・医療関連産業(医薬品, 健康食品, 医療・福祉機器等製造)

地域資源関連産業(農商工連携製品, クールジャパン製品等製造, ICT活用サービス)

参加企業については、転職・移住フェア公式サイトをご覧ください。 www.ten-shoku.net./tokushima-ui-turn/

テレワーク・アドバイス・カフェを始めました！

最近よく聞くテレワーク。

分かるようで分からない、そんなことはありませんか？

テレワークアドバイザーが分かりやすく説明し、皆様の疑問にお答えします。

場所 テレワークセンター徳島 (徳島市南島田町2丁目25)

毎週木曜日 10:00~13:00 無料, 要予約 (電話090-3187-9845)

(内容) ヒアリング, ミニレクチャー, 体験・事例紹介等 <約40~50分>

~企業のワークスタイル変革ミニガイドも無料配布中!~



テレワーク導入セミナーを開催します！

「テレワーク導入のために知っておきたいルールとセキュリティ」と題して、テレワーク導入セミナー特別公開講座を開催します。

講師：社会保険労務士 武田かおり 氏

日時：平成30年12月13日(木) 14:00~16:00

開催場所：徳島商工会議所 3階会議室

対象：企業経営者, 人事・労務管理担当, 働き方改革担当 など

募集人数：30名 参加費：無料

お問い合わせは、県労働雇用戦略課(088-621-2346) 又は

テレワークセンター徳島(090-3187-9845)まで



「徳島県 すだちくん ハローワーク」

(徳島県労働雇用戦略課 分室)



子育て中のパパ・ママの
就職支援もやってるヨ!



徳島県が開設した「新たなハローワーク」です。

- ・「製造業」を中心に、「技能・技術者」をメインターゲット
- ・「採用（就職）」, 「定着」, そして従業員や企業の「成長・発展」までを、雇用面から一貫して支援していきます。

採用時には、求人・求職の双方から生の声（ニーズ）をお聞きして、「**提案型マッチング**」（双方の希望に合致すると思われる企業・求職者を県のハローワークが積極的に提案する方式）に挑戦。

さらに、**県の就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」**から求人情報を発信。

採用（就職）後も、職場定着に向けたセミナー講師の派遣や、相談窓口の紹介など、従業員・企業双方を応援します。



徳島県就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」
<https://jobnavi-tokushima.jp/>



利用時間

月・水・金 9:00~17:00 火・木 9:00~19:00
※土日祝, 年末年始 (12/29~1/3) はお休み

場所

〒770-0865
徳島県徳島市南末広町23-64
徳島県立中央テクノスクール
ろうきんホール内（無料駐車場有り）

業務内容

求職者に対する職業相談・職業紹介

- ・求人情報検索パソコンによる求人情報の提供
- ・国のハローワークの求人情報
- ・県（ハローワーク・ジョブステ）の求人情報
- ・徳島県庁関連の求人情報など

※雇用保険に関する手続きや相談は取り扱っておりません。



お問い合わせ

徳島県すだちくんハローワーク TEL:088-622-2212 FAX:088-622-2214

労働委員会委員による「出前講座」募集中

徳島県労働委員会では、労働法の基礎知識（ワークルール）を身につけ、労使トラブルを未然に防ぐため、高校生や大学生、専修学校生等を対象として、当委員会の委員による出前講座を無料で実施しております。

また、より良い労使関係の構築に役立てていただくため、使用者（経営者）向けの出前講座も無料で実施しております。

出前講座を希望される企業・団体等がございましたら、お気軽にお問合せください。

→労働委員会事務局（電話 088-621-3231）



出前講座の様子

「合同労働相談会」を実施します！

徳島県内において、個別労働関係紛争の解決に向けた業務を行う関係機関による「合同労働相談会」を実施します。

日 時 平成30年12月9日（日） 午後1時から午後4時30分まで
（受付 午後0時45分から午後4時まで）

場 所 徳島市シビックセンター4階 [アミコビル内]（徳島市元町1-24）

内 容 解雇・賃金未払い・配転・時間外労働など、労使関係のトラブル全般

※当日会場で受け付けいたしますが、事前予約のある方を優先いたします。

事前予約 徳島県労働委員会事務局 労働相談ダイヤル 電話088-621-3234
（平成30年12月7日（金）午後3時まで）

<参加機関> 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課、徳島県労働委員会
徳島県社会保険労務士会、徳島労働局

<協力機関> 法テラス徳島

相談無料
お気軽にご相談
ください

安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。

中退共 CHU TAI 共 KYO **小企業退職金共済制度**

詳しくは
ホームページをご覧ください。

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211



**チェック
しなくちゃ。
最低賃金**

徳島県最低賃金

766円

平成30年
10月1日から
(時間額)

徳島県最低賃金は、県内で働く全ての労働者に適用されます。
なお、下記の産業には特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者	発効日
造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業	857	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者	平成 30年 12月 21日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	900	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	862	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	

ご利用ください！「業務改善助成金」

「業務改善助成金」は生産性向上のための設備投資などを行って、事業内の最低賃金を一定以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

お問い合わせ・ご相談

最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室(TEL088-652-9165)又は最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金は 徳島労働局雇用環境・均等室(TEL088-652-2718)へ

ホームページにも最低賃金の情報が掲載されています。 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/>